

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理者(児童発達支援管理者を除く)の員数が基準を満たさない場合(1日につき)又は)	児童発達支援管理責任者の員数が基準を満たさない場合(1日につき)又は)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算(Ⅰ)(1日につき)	児童指導員等加配加算(Ⅱ)(1日につき)	看護職員加配加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算
イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	(660単位)	+9単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		(二)定員11人以上20人以下	(443単位)	+6単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
		(三)定員21人以上	(333単位)	+4単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(2)区分1の2	(一)定員10人以下	(649単位)	+9単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		(二)定員11人以上20人以下	(433単位)	+6単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
		(三)定員21人以上	(326単位)	+4単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(3)区分2の1	(一)定員10人以下	(612単位)	+9単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		(二)定員11人以上20人以下	(407単位)	+6単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	

ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	(1,754単位)
	(二)定員6人	(1,466単位)
	(三)定員7人	(1,262単位)
	(四)定員8人	(1,107単位)
	(五)定員9人	(988単位)
	(六)定員10人	(892単位)
	(七)定員11人以上	(685単位)

(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位	イ 400単位 ロ 800単位
(2) 児童指導員等の場合 +309単位	
(3) その他の従業者の場合 +182単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +348単位	イ 333単位 ロ 666単位
(2) 児童指導員等の場合 +258単位	
(3) その他の従業者の場合 +152単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位	イ 286単位 ロ 572単位
(2) 児童指導員等の場合 +221単位	
(3) その他の従業者の場合 +130単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位	イ 250単位 ロ 500単位
(2) 児童指導員等の場合 +193単位	
(3) その他の従業者の場合 +114単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位	イ 222単位 ロ 444単位
(2) 児童指導員等の場合 +172単位	
(3) その他の従業者の場合 +101単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位	イ 200単位 ロ 400単位
(2) 児童指導員等の場合 +155単位	
(3) その他の従業者の場合 +91単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位	イ 133単位 ロ 266単位
(2) 児童指導員等の場合 +103単位	
(3) その他の従業者の場合 +61単位	

ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	(2,036単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位 (2) 児童指導員等の場合 +309単位 (3) その他の従業者の場合 +182単位	イ 400単位 ロ 800単位	
	(二)定員6人	(1,704単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +348単位 (2) 児童指導員等の場合 +258単位 (3) その他の従業者の場合 +152単位	イ 333単位 ロ 666単位	
	(三)定員7人	(1,465単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位 (2) 児童指導員等の場合 +221単位 (3) その他の従業者の場合 +130単位	イ 286単位 ロ 572単位	
	(四)定員8人	(1,287単位)				4時間未満 × 70 / 100 4時間以上6時間未満 × 85 / 100	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位 (2) 児童指導員等の場合 +193単位 (3) その他の従業者の場合 +114単位	イ 250単位 ロ 500単位	
	(五)定員9人	(1,149単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位 (2) 児童指導員等の場合 +172単位 (3) その他の従業者の場合 +101単位	イ 222単位 ロ 444単位	
	(六)定員10人	(1,038単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ 200単位 ロ 400単位	
	(七)定員11人以上	(809単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ 133単位 ロ 266単位	
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	(1)授業終了後に行う場合	(429単位)						イ 児発管かつ保育士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ 児発管の場合 +103単位 ハ 保育士又は児童指導員の場合 +78単位	
	(2)休業日に行う場合	(554単位)				4時間未満 × 70 / 100 4時間以上6時間未満 × 85 / 100			
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	(一)授業終了後に行う場合	(533単位)			減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から4月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	4時間未満 × 70 / 100 4時間以上6時間未満 × 85 / 100
		(二)休業日に行う場合	(658単位)			3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	5月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	(一)授業終了後に行う場合	(429単位)						
		(二)休業日に行う場合	(554単位)						4時間未満 × 70 / 100 4時間以上6時間未満 × 85 / 100

家庭連携加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度) (1回につき35単位を加算)

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)
(1回につき150単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) (1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II) (1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III) (1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)
※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)

特別支援加算
(1日につき54単位を加算)

強度行動障害児支援加算
(1日につき155単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I) (1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(II) (1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(III) (1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(IV) (1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(V) (1日につき1,000単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(VI) (1日につき500単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)

注1 一定の条件を満たす場合 +37単位
注2 同一敷地内の場合 ×70/100
注 同一敷地内の場合 ×70/100

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(I) (1日につき200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(II) (1日につき200単位を加算)

保育・教育等移行支援加算 (1回を限度として500単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×81/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×59/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×33/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算
(1月につき +所定単位×11/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×7/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×5/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計